

### インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは学校保健安全法により、ほかの人に感染させる恐れのある期間(発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで)は登校することができません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校する際には、保護者の方が別紙の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、罹患を確認できる書類等(処方箋・お薬の説明書・お薬手帳などのコピー)とあわせて担任に提出してください。

**早わかり**

## インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律<sup>\*</sup>で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、<sup>げねつ</sup>解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日 → 発症日 0日目

発症後 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目

発症後5日を経過した後

発熱 解熱 解熱後1日目 解熱後2日目

発症後1日目に熱が下がった → (X) (X) (X) (X) (X) (X) OK

★熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。

発症後4日目に熱が下がった → (X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) OK

★「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たないとダメ。

<sup>\*</sup>学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)